

第79回 定時株主総会招集ご通知



日時

2022年6月23日（木曜日）午前10時



場所

神戸市中央区下山手通四丁目16番3号

兵庫県民会館 10階

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項



第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件


第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件

第4号議案 監査等委員である
取締役3名選任の件

第5号議案 補欠監査等委員である
取締役1名選任の件

目次

第79回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	12
連結計算書類	25
計算書類	28
監査報告	31

 兵機海運株式会社

証券コード：9362

証券コード 9362
2022年6月6日

株主の皆様へ

神戸市中央区港島三丁目6番地1
兵機海運株式会社
代表取締役社長 大東 洋治

第79回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号
兵庫県民会館 10階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第79期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
\* 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

・代理人が株主総会に出席される場合は、当社定款第17条の規定に基づき、代理人は議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

\* 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hyoki.co.jp/>) に掲載させていただきます。

\* 法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次の事項につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hyoki.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の業務の適正を確保するための体制
- ②事業報告の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ③連結計算書類の連結注記表
- ④計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告又は連結計算書類及び計算書類の一部であります。

#### 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフはマスクを着用させていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、「グループの業績及び今後の事業展開を勘案した安定的かつ積極的な配当」と定め、安定配当を基本としつつEPS（1株当たり当期純利益）100円を上回る場合は配当性向30%レベル又は1株当たり50円のいずれか高い基準での配当を方針としております。

この方針に基づき、第79期の期末配当につきましては、以下のとおり、1株につき92円とさせていただきますたく存じます。

100年企業を目指し、役職員一丸となり社業の発展に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、ご理解をいただき、今後とも変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

#### <期末配当に関する事項>

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金92円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は108,413,260円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月24日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                 | 変 更 案   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <u>（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）</u><br>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | < 削 除 > |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="691 817 813 845">&lt;新 設&gt;</p> <p data-bbox="730 1136 774 1163">附則</p> <p data-bbox="552 1171 954 1226">(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p data-bbox="552 1234 954 1388">平成28年6月開催の第73回定時株主総会終結前における監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> <p data-bbox="691 1462 813 1489">&lt;新 設&gt;</p> | <p data-bbox="987 784 1164 812">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="975 820 1377 938"><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p data-bbox="975 946 1377 1127">②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p data-bbox="1155 1136 1199 1163">附則</p> <p data-bbox="975 1171 1377 1226">(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p data-bbox="975 1234 1377 1388">第1条 平成28年6月開催の第73回定時株主総会終結前における監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> <p data-bbox="987 1432 1358 1459">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p data-bbox="975 1468 1377 1621"><u>第2条</u> 定款第15条(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="975 1629 1377 1811">②前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p data-bbox="975 1819 1377 1937">③本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう本総会終結の時をもって退任する取締役2名に対して、新たな取締役候補者として1名を選任することとし（1名減員）、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | おおひがし ようじ<br>大東洋治<br>(1946年4月24日生) | 1970年4月 当社入社<br>1997年4月 神戸営業部長<br>2000年6月 取締役神戸第一支店長<br>2003年6月 常務取締役神戸第一支店長<br>2004年2月 代表取締役社長（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>兵庫海運組合理事長                                                  | 19,400株            |
| 2     | ひらい きよたか<br>平井清隆<br>(1944年9月16日生)  | 1964年4月 当社入社<br>1995年4月 水島支店長<br>1997年6月 取締役中国支店長<br>2005年4月 常務取締役中国支店長内航事業担当<br>2010年4月 常務取締役中国支店長営業副本部長<br>2010年10月 専務取締役営業本部長<br>2014年10月 安全統括担当（現任）<br>2016年6月 代表取締役専務営業本部長（現任） | 15,700株            |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3     | はしだ みつお<br>橋田 光夫<br>(1949年11月7日生)              | 1968年4月 三菱倉庫(株)入社<br>2006年7月 長門海運(株)出向<br>2009年6月 同社代表取締役就任<br>2010年3月 三菱倉庫(株)退職<br>2010年4月 長門海運(株)転籍<br>2015年1月 当社入社 外航部長<br>2015年6月 常務取締役外航部長<br>2016年4月 東京支店管掌<br>2019年4月 倉庫事業担当<br>2020年4月 営業副本部長<br>AEO総括管理責任者(現任)<br>2021年4月 常務取締役(現任)<br>2022年4月 外航事業担当(現任) | 2,600株             |
| 4     | おおひがし けいじ<br>大東 慶治<br>(1973年11月2日生)            | 2002年4月 当社入社<br>2020年4月 執行役員倉庫部長<br>2021年4月 執行役員倉庫部長倉庫事業担当<br>2021年6月 取締役倉庫部長(現任) 倉庫事業総括担当<br>2022年4月 営業副本部長 AEO法令監査責任者(現任)                                                                                                                                        | 1,900株             |
| 5     | うちだ かずひこ<br>内田 一彦<br>(1969年9月30日生)<br><br>【新任】 | 1988年4月 兵庫県警察 警察官 拝命<br>2020年4月 兵庫県警察 退職<br>2020年7月 当社入社<br>2021年4月 執行役員(現任)<br>姫路支店ヤマトスチール事業部統括部長(現任)                                                                                                                                                             | -                  |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役(当事業年度中に在任していた者を含む。)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。
- 当該保険契約により被保険者の取締役が、その職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求など、約款により保険料が支払われない事由に該当する場合は免責事項としており、また、填補する額についても限度額を設けるなどの措置を講じております。
- なお、本契約は1年毎に更新しており、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。



**第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>株式の数 |
|-------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | まつもと としはる<br>松本利晴<br>(1954年7月9日生)            | 1977年4月 当社入社<br>2004年8月 大阪支店長<br>2006年6月 取締役大阪支店長<br>2009年4月 取締役本社営業部担当<br>2010年4月 取締役本社営業部統括部長倉庫事業担当<br>2011年4月 取締役本社営業部長倉庫事業担当<br>2012年10月 取締役姫路支店Y S 事業部統括部長<br>2014年10月 取締役姫路支店長<br>2015年7月 取締役A E O 総括管理部門責任者<br>2016年4月 取締役A E O 総括管理責任者<br>2016年6月 取締役〔常勤監査等委員〕（現任） | 6,400株       |
| 2     | ごとう だいすけ<br>五島大亮<br>(1977年7月4日生)<br><br>【社外】 | 2006年12月 監査法人トーマツ<br>(現有限責任監査法人トーマツ) 入所<br>2011年9月 同 監査法人退所<br>2011年10月 五島公認会計士事務所開業 代表（現任）<br>2013年6月 当社社外監査役<br>2016年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>神戸市会議員<br>五島公認会計士事務所代表                                                                                       | -            |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3     | はまだあると<br>濱田在人<br>(1973年10月16日生)<br><br>【社外】 | 1998年10月 学校法人大原学園入社<br>2000年9月 学園退社<br>2000年11月 佐藤庸安税理士事務所入所<br>2002年12月 税理士試験合格<br>2006年4月 同事務所退所<br>2006年5月 濱田在人税理士事務所開業 代表(現任)<br>2020年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>濱田在人税理士事務所代表<br>社会福祉法人坂田福祉会監事 | -                  |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 五島大亮氏及び濱田在人氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- (1) 五島大亮氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、企業財務に関する監査の経験を積み、公認会計士・税理士としての専門的な識見をもっていることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
- (2) 濱田在人氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、税理士としての企業税務に精通しており、会計・税務に関する相当程度の知見をもっていることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
4. 五島大亮氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。五島大亮氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、五島大亮氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。
5. 濱田在人氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。濱田在人氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、松本利晴氏、五島大亮氏及び濱田在人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏の再任が承認可決された場合には、3氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、五島大亮氏及び濱田在人氏の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により被保険者の取締役が、その職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求など、約款により保険料が支払われない事由に該当する場合は免責事項としており、また、填補する額についても限度額を設けるなどの措置を講じております。

なお、本契約は1年毎に更新しており、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

**第5号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件**

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                   | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| かきもと けんいちろう<br>垣本 健一郎<br>(1952年2月19日生) | 1974年4月 三菱倉庫(株)入社<br>1998年7月 同社 神戸支店庶務課長<br>2002年7月 菱倉作業(株)出向 取締役総務部長<br>2003年7月 同社 代表取締役<br>2004年9月 菱倉作業(株)と神菱港運(株)合併<br>2004年10月 神菱港運(株)出向 常務取締役<br>2012年3月 三菱倉庫(株)退社<br>2017年6月 神菱港運(株)退社 | -                  |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 垣本健一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
3. 垣本健一郎氏を補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、豊富な経営経験及び幅広い識見等を有しておられ、経営者としてのバランス感覚を活かして、コーポレート・ガバナンス等の向上についてご指導いただくため、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。また、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。  
4. 垣本健一郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
5. 垣本健一郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定であります。  
6. 垣本健一郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、上半期は緊急事態宣言などが断続的に発出され、行動制限により個人消費が低迷するなど、力強さを欠いた経済活動を強いられました。下半期は、緊急事態宣言などが解除されたことにより、経済活動の制限緩和に伴って景気持ち直しの明るい兆しを見せましたが、2022年の年明け以降にはオミクロン株の感染拡大、2月下旬以降のロシアによるウクライナ侵攻ならびに原材料供給逼迫やエネルギー資源高騰など、予断を許さない状況で推移しました。

このような状況下におきまして、当社グループは「安全・迅速・信頼」をモットーに、国民生活と企業活動のライフラインを支える物流業者として、如何なる時世にも顧客に対する輸送責任を果たす「堅実な兵機」との信頼を得るべく、事業展開を進めてまいりました。

内航事業では、社船及び傭船による鉄鋼輸送が順調に推移しました。一方で、船舶燃料油価格の高値推移によるコスト増もありましたが、輸送量の増加でカバーして利益を伸ばしました。

外航事業では、当連結会計年度中は概ね極東ロシア航路が好調に推移したことに加え、委託船による建機類の輸送を新規に引受け、前期実績を大幅に上回る売上・利益を確保できました。

港運事業では、海上運賃高騰や海上コンテナ不足などにより取扱量に懸念があったものの、新規貨物の受注及び前期に引き続き輸入食品貨物の取扱いが順調に推移し、利益を伸ばしました。

倉庫事業では、堅調な姫路地区倉庫に加えて、神戸地区倉庫の危険品貨物取扱い量の増加が利益に貢献し、設備投資が功を奏した結果、収益向上に繋がりました。

これらの結果、当連結会計年度の実績は、次のとおりとなりました。

当期は取扱輸送量3,984千ト(前期比650千ト増 119.5%)と増加し、売上高は16,087百万円(前期比3,086百万円増 123.7%)と増収になりました。また、経常利益も523百万円と増益になりました。なお、前期は固定資産売却益298百万円を特別利益に計上したことより、最終利益を押し上げました。当期はその様な多額の特別利益の計上はありませんでしたが、親会社株主に帰属する当期純利益は358百万円(前期比34百万円増 110.7%)と増益になりました。

(事業の成果)

|                     |           |     |            |          |
|---------------------|-----------|-----|------------|----------|
| 取扱輸送量               | 3,984千屯   | 前期比 | 650千屯 増    | (119.5%) |
| 売上高                 | 16,087百万円 | 前期比 | 3,086百万円 増 | (123.7%) |
| 営業利益                | 488百万円    | 前期比 | 302百万円 増   | (262.3%) |
| 経常利益                | 523百万円    | 前期比 | 313百万円 増   | (249.5%) |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 358百万円    | 前期比 | 34百万円 増    | (110.7%) |

#### ■内航事業

国内鉄鋼市場が総じて堅調に推移したことにより、鋼材及び原材料スクラップの輸送量が増加しました。なお、燃料価格の高騰が続いており、また所属船の傭船料改定を実施したことによりコストが増加しましたが、効率的な配船により運航稼働率を向上させ、収益を押し上げることができました。

結果としまして、取扱量が1,853千ト（前期比125.9%）と増加しました。売上高は6,632百万円（前期比1,020百万円増 118.2%）、営業利益も272百万円（前期比157百万円増 236.9%）と増収増益になりました。

#### ■外航事業

第4四半期半ばにロシアがウクライナへ侵攻した影響により、当社の主力航路である極東ロシア航路に地政学リスクが顕在化しました。しかしながら、当事業年度に関しましては、極東ロシア航路が3月上旬までは好調に推移したこと、また、台湾航路も堅調に推移したことに加えて、新規に委託船を用いた建機類の輸送及び三国間輸送の取扱い、ならびに円安によるドル建ての海上運賃差益もあり、収益を大きく伸ばしました。

結果としまして、売上高は1,966百万円（前期比770百万円増 164.4%）、営業利益も108百万円（前期比93百万円増 697.5%）と大幅な増収増益になりました。

#### ■港運事業

コロナ禍による海外港湾作業の停滞や各国の海上コンテナ需要の増加などにより、世界的な海上輸送費の高騰が前期より続いております。また、原材料や半導体不足がメーカーの生産計画に影響を与え、輸出入スケジュールが不安定となりましたが、新規スポット案件の獲得により、取扱い通関件数も輸出が前期比103.4%、輸入が前期比109.3%とその成果が現れました。

結果としまして、売上高は5,984百万円（前期比1,233百万円増 126.0%）、営業利益も83百万円（前期は12百万円の営業損失）と黒字回復を果たしました。

#### ■倉庫事業

普通品倉庫での一般貨物取扱いは、コロナ禍による物流の停滞で苦戦を強いられましたが、港運・倉庫事業が一体となる営業活動を実施したことにより、付加価値の高い危険品貨物の取扱いが順調に伸びました。また、神戸物流センターと兵庫埠頭物流センターで取扱い貨物の振り分けや作業員、荷役機器の適正性を考慮した相互配置により、効率的な運営体制をとれました。

一方で、施設修繕や作業能力強化の戦略的实施に加えて、管理経費の増加が利益を圧迫しました。

結果としまして、売上高は1,503百万円（前期比61百万円増 104.3%）、営業利益は22百万円（前期比44百万円減 33.7%）と増収減益になりました。

■事業別実績

| 事業区分 | 取扱輸送量   | 売上高       | 営業利益   |
|------|---------|-----------|--------|
| 内航事業 | 1,853千吨 | 6,632百万円  | 272百万円 |
| 外航事業 | 250千吨   | 1,966百万円  | 108百万円 |
| 港運事業 | 1,516千吨 | 5,984百万円  | 83百万円  |
| 倉庫事業 | 364千吨   | 1,503百万円  | 22百万円  |
| 合計   | 3,984千吨 | 16,087百万円 | 488百万円 |

(2) 対処すべき課題

次期の経営環境の見通しにつきましては、日本に先駆け欧米各国ではウィズコロナへと舵を切っており、日本でも段階的に感染症と経済活動の両立に向かうと予想されます。2020年以降の約2年間で積み上がった余剰貯蓄が個人消費に回り、国内景気は回復するものと期待されますが、ウクライナ情勢の混乱長期化、原材料やエネルギー供給の不安定化、物価・金利上昇の圧力による営業環境の悪化リスクなど、世界経済全体の先行きは不透明な状況です。

そのような状況下、内航事業では「船員の働き方改革・内航海運の生産性向上等」を目的とした海事産業基盤強化法が2022年4月に施行されました。船員の労務管理体制や、労働時間の範囲見直しなどが入っており、当社は船主及びオペレーターの両面の立場で適法に取り組んでまいります。また、それに伴う人件費及び設備投資費の増加ならびに船舶燃料油価格高騰など、コスト上昇分の転嫁を顧客にご理解いただき、適正料金への改定に取り組んでまいります。

外航事業では、ロシアとの物流制限や金融制裁が続く当面の間は、事業を見合わせざるを得ない状況において、当航路に投入していた定期傭船の新たな航路及び取扱貨物の開拓などを早急に進めてまいります。また、海外パートナーとの協業により、海外調達品の受注増加と海外プラント輸送貨物の獲得など、三国間貿易貨物の輸送を強化し、委託船事業による安定した収益基盤の構築を進めてまいります。

港運事業では、引き続き巣籠り需要が底堅く、当社が得意とする小売用食料品の輸入取扱いには堅調に推移すると見込まれます。既存の主要顧客を営業活動のベースとしつつ、内航事業・外航事業と連携した特殊貨物輸送の新規獲得及び倉庫事業と連携した危険品貨物のさらなる営業強化など、他のセグメントとのシナジー効果の発揮に取り組んでまいります。

倉庫事業では、兵庫埠頭物流センター敷地内に3棟目の危険物倉庫を新設し、取扱いを加速させ倉庫事業のさらなる収益拡大を目指します。また、姫路地区においては、危険品倉庫の恒常的な満床を解消すべく連携できる協力会社を検討してまいります。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、1,084百万円となりました。その主なものは、土地1,039百万円、建物39百万円、車輛1百万円等であります。なお、これらに必要な資金は、借入金800百万円並びに自己資金で賄っております。

(4) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(5) 直近3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分                     | 第 76 期<br>2019年3月期 | 第 77 期<br>2020年3月期 | 第 78 期<br>2021年3月期 | 第 79 期<br>(当連結会計年度)<br>2022年3月期 |
|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高                   | 14,378             | 13,982             | 13,001             | 16,087                          |
| 営 業 利 益                 | 446                | 272                | 186                | 488                             |
| 経 常 利 益                 | 490                | 318                | 209                | 523                             |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 361                | 161                | 324                | 358                             |
| 1 株当たり当期純利益             | 309円72銭            | 138円65銭            | 277円56銭            | 305円94銭                         |
| 総 資 産                   | 9,899              | 11,236             | 11,628             | 12,618                          |
| 純 資 産                   | 2,567              | 2,535              | 3,081              | 3,456                           |
| 1 株当たり純資産額              | 2,198円06銭          | 2,171円30銭          | 2,638円37銭          | 2,942円72銭                       |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

| 会 社 名 (所 在 地)           | 資 本 金     | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|-------------------------|-----------|---------|---------|
| K.S.LINES S.A. (パナマ共和国) | 10,000米ドル | 100.0%  | 外航船舶の所有 |

(7) 主要な事業内容

内航海運業、外航海運業、港湾運送業並びに港湾運送関連事業、倉庫業、通関業、  
貨物利用運送業、輸出入貨物取扱業、国際複合輸送業



(8) 主要な営業所と従業員の状況

| 区 分            | 内航事業                             | 外航事業 | 港運事業 | 倉庫事業 | その他/管理 |
|----------------|----------------------------------|------|------|------|--------|
| 本社 (*1)        |                                  |      |      |      | 15     |
| 本社営業部 (*1)     |                                  |      | 31   |      |        |
| 倉庫部 (*1)       |                                  |      |      | 46   |        |
| 通関部 (*1)       |                                  |      | 11   |      |        |
| 内航海運部 (*2)     | 20                               |      |      |      |        |
| 東京支店 (東京都中央区)  |                                  |      | 5    |      |        |
| 大阪支店 (大阪市住之江区) |                                  |      | 21   | 5    |        |
| 姫路支店 (姫路市飾磨区)  | 36                               |      | 2    | 23   |        |
| 中国支店 (岡山県倉敷市)  |                                  |      | 4    |      |        |
| 外航部 (*3)       |                                  | 12   |      |      |        |
| 合 計            | 56名                              | 12名  | 74名  | 74名  | 15名    |
|                | 231名 <1名増> 平均年齢44.4歳 平均勤続年数15.4年 |      |      |      |        |

- (注) 1. \*1印は神戸市中央区港島の神戸物流センター内に所在しております。なお、倉庫部は神戸物流センター内と兵庫埠頭物流センター (神戸市兵庫区) の各事業所に所在しております。また、通関部は本社内と大阪支店内の事業所に所在しております。
2. \*2印の内航海運部は地区別の事業部からなり、本社・姫路・中国・東京の各事業所に所在しております。
3. \*3印の外航部は、本社 (運航・国際輸送) と東京支店 (営業) の事業所に所在しております。
4. 従業員数は、就業人員であり、パート及び出向社員数は除いております。
5. 合計欄<>内は前連結会計年度末比較を表します。

(9) 主要な借入先

| 借 入 先               | 当連結会計年度末現在の借入額 |
|---------------------|----------------|
| 株 式 会 社 み な と 銀 行   | 1,350百万円       |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 990百万円         |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行   | 980百万円         |
| 株 式 会 社 百 十 四 銀 行   | 790百万円         |

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式の状況

#### ① 株式数と株主数（2022年3月31日現在）

| 発行可能株式総数   | 発行済株式の総数                       | 株主数                  |
|------------|--------------------------------|----------------------|
| 4,000,000株 | 1,224,000株<br>(自己株式45,595株を含む) | 1,299名<br>(前期比260名増) |

#### ② 大株主（上位10名）

| 株主名            | 持株数      | 持株比率  |
|----------------|----------|-------|
| 共栄火災海上保険株式会社   | 115,500株 | 9.80% |
| 株式会社みなと銀行      | 58,000株  | 4.92% |
| ふたば会（取引先持株会）   | 48,215株  | 4.09% |
| 株式会社三井住友銀行     | 40,200株  | 3.41% |
| 兵機海運株式会社従業員持株会 | 31,746株  | 2.69% |
| 株式会社りそな銀行      | 30,000株  | 2.54% |
| 大東洋治           | 19,400株  | 1.64% |
| 平井清隆           | 15,700株  | 1.33% |
| 虹技株式会社         | 15,000株  | 1.27% |
| 石原ケミカル株式会社     | 14,800株  | 1.25% |

(注) 1. 当社は、自己株式として45,595株を保有しておりますが、表記はしていません。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

#### ③ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

|                             | 株式数    | 交付対象者数 |
|-----------------------------|--------|--------|
| 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） | 6,800株 | 6名     |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告19ページ「2. 会社の状況に関する事項 (2)会社役員の状況 ④ 取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員の様況

① 取締役の様況 (2022年3月31日現在)

| 地位                | 氏名    | 担当及び重要な兼職の様況                  |
|-------------------|-------|-------------------------------|
| 代表取締役社長           | 大東 洋治 | 兵庫海運組合理事長                     |
| 代表取締役専務           | 平井 清隆 | 営業本部長 安全統括担当                  |
| 常務取締役             | 橋田 光夫 | 営業副本部長 AEO総括管理責任者             |
| 常務取締役             | 田中 康博 | 財務管理本部長 財務部長 関連会社担当           |
| 取締役               | 安積 拓也 | 管理部長兼内部監査室管掌                  |
| 取締役               | 大東 慶治 | 倉庫部長 倉庫事業総括担当                 |
| 取締役<br>(監査等委員・常勤) | 松本 利晴 |                               |
| 社外取締役<br>(監査等委員)  | 五島 大亮 | 神戸市議員<br>五島公認会計士事務所代表 公認会計士   |
| 社外取締役<br>(監査等委員)  | 濱田 在人 | 濱田在人税理士事務所代表<br>社会福祉法人坂田福祉会監事 |

- (注) 1. 取締役(監査等委員)五島大亮氏及び取締役(監査等委員)濱田在人氏の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)五島大亮氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)濱田在人氏は、税理士の資格を有し、税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために松本利晴氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役(監査等委員)五島大亮氏及び取締役(監査等委員)濱田在人氏の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 事業年度中の役員の異動等

| 日付             | 氏名    | (新)                  | (旧)  |
|----------------|-------|----------------------|------|
| 2021年<br>6月24日 | 大東 慶治 | 取締役<br>倉庫部長 倉庫事業総括担当 | <新任> |

7. 事業年度末日後の役員の異動等

| 日付            | 氏名    | (新)                                 | (旧)                           |
|---------------|-------|-------------------------------------|-------------------------------|
| 2022年<br>4月1日 | 橋田 光夫 | 常務取締役<br>外航事業担当<br>AEO総括管理責任者       | 常務取締役<br>営業副本部長<br>AEO総括管理責任者 |
| 2022年<br>4月1日 | 大東 慶治 | 取締役<br>営業副本部長<br>倉庫部長<br>AEO法令監査責任者 | 取締役<br>倉庫事業総括担当<br>倉庫部長       |

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(監査等委員・常勤)松本利晴氏並びに社外取締役(監査等委員)五島大亮氏及び社外取締役(監査等委員)濱田在人氏は、定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく責任の限度額は、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役(当事業年度中に在任していた者を含む。)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。  
当該保険契約により被保険者の取締役が、その職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求など、約款により保険料が支払われない事由に該当する場合は免責事項としており、また、填補する額についても限度額を設けるなどの措置を講じております。  
なお、本契約は1年毎に更新しており、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について諮問委員会にて検討し、監査等委員会による意見聴取を経ております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、諮問委員会及び監査等委員会での判断が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く、以下同様)の報酬体系は、それぞれが担当する

職務の適切な執行の対価としての基本報酬、及び企業価値の継続的な向上を目的とするインセンティブを効かした報酬の支給構成を基本方針としております。

具体的には、株主総会の決議によって総額の限度が定められた金銭での報酬体系においては、役位と職責に応じて定められる金銭固定型の基本報酬を設けるとともに、企業価値の継続的な向上、または株主との一層の経済的価値の共有を目的とするインセンティブを効かした報酬として、事業年度中の業績の達成度を算定の基とする、業績連動型金銭報酬を賞与として位置付ける構成としております。また、前段の金銭報酬による限度枠とは別枠で、株主総会の決議において定められた非金銭による報酬体系として運用する譲渡制限付株式報酬制度は、株主との一層の経済的価値の共有を目的とし、インセンティブを効かした報酬と位置付けております。これら各報酬の支給目的と支給体系を状況に応じて適切に組み合わせることで、その効果を最大に引き出すものとします。

- b. 個人別の基本金銭報酬の算定方法の決定の方針（与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬については、月例の金銭固定報酬と位置付け、外部専門機関の調査等に基づく同規模の他社水準及び従業員給与との均衡を勘案した上で、その上限枠を設定しております。

個々の基本報酬の額及びその算定方法の決定については、諮問委員会において各取締役の役位等を踏まえ、取締役会が定める規定に基づいて事業年度期首に検討され、監査等委員会の意見聴取の場を経た上で、取締役会において審議されます。審議結果の執行は、取締役会での合意の下に代表取締役社長に授権されます。

- c. 個人別の業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬である賞与については、諮問委員会でご当事業年度の利益、直近3事業年度の実績平均、従業員賞与との均衡及びその他諸般の状況を考慮して事業年度期首に検討され、監査等委員会の意見聴取の場を経た上で、事業年度中の業績の達成度合い（評価指標）に応じて、取締役会での支給判断と総額が最終決定されます。

個々の報酬額については、概ね基本報酬の比率を基本とした配分計画のもと職務実績等を踏まえ、その配分は取締役会での合意の下に代表取締役社長に委任され、期末に支払われます。

なお、支給の評価指標としては、事業全般の業績評価を定量的に示す財務数値である連結経常利益を用いることとし、賞与総額の決定は連結経常利益の一定割合を上限として設定しております。

- d. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等については、譲渡制限付の自社普通株式による報酬とし、株主との一層の価値共有を中長期にわたり実現することを目的とするインセンティブを効かした報酬体系の一環と位置付けております。当社は、株主総会の決議によって定められた金銭での報酬総額とは別枠で、同じ

く株主総会にて定められた譲渡制限付株式の付与のための報酬額の範囲で、業務執行をおこなう取締役に対し、金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させて、譲渡制限付株式を割り当てます。なお、割当のために発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間7千株以内、年額24百万円以内と定めております。1株当たりの払込金額は取締役に特に有利にならない範囲で適切な方法で算出され、株式の割当数の各対象取締役への具体的な配分についても取締役会が定める制度規程の運用により、適切に取締役会において決定されます。また、同制度による支給時期は、定時株主総会後の取締役会にて支給判断をおこない、1ヵ月以内に譲渡制限付株式を割り当て、退任退職時に制限を解除することと定めております。

- e. 固定報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬である基本報酬と賞与としての業績連動報酬については、諮問委員会による立案諮問段階で適正性、監査等委員会による事前検討で公正性、取締役会による審議決議で総合的な妥当性がそれぞれの立場で検討されるプロセスを経ております。

また、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬制度については、対象取締役の会社への誠実性が問われる報酬でもあることから、安定した業績を前提に経営陣として着実な実績の積み重ねを支給方針とした制度設計のもと、取締役会が公正な規程運用を承認するプロセスを経ております。

取締役に支払われる各報酬等の割合の決定の方針については、これらプロセスにおいて、各報酬の支給目的と支給体系を状況に応じて適切に組み合わせることで、その効果を最大に引き出すものとしております。インセンティブを効かした報酬体系においては、その目標が達成されたと判断された場合、基本報酬に対するその割合を取締役に協議調整することを方針としております。

- f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項（決定内容に委任に関する事項を含む。）

個人別の報酬額については取締役会の合意のもと、代表取締役社長に委任されます。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び賞与としての業績連動報酬の評価配分並びに譲渡制限付株式報酬に係る支給対象取締役の認定及び株式無償取得すべき事由があった場合の最終判断です。金銭報酬の総額並びに個人別の報酬額は、諮問と立案の機関（諮問委員会）、事前検討の機関（監査等委員会）、審議決議の機関（取締役会）と個別機関でそれぞれの立場から精査検討されたものについて、最終の執行権限者は、明確な事由を提示しない限りそのプロセス結果を尊重しなければならない方針としております。また、譲渡制限付株式報酬は、定められた規程に基づく適切な運用実施を遵守する方針としております。

- g. 監査等委員である取締役の報酬等の決定方針

監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、金銭（固定）報酬のみとしております。

監査等委員である取締役の個々の基本報酬の額については、監査等委員である取締役の協議によって決定されます。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                         | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-----------------------------|-----------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                             |                 | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち、社外取締役) | 73<br>(-)       | 59<br>(-)        | 7<br>(-)    | 6<br>(-)   | 6<br>(0)              |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち、社外取締役)    | 12<br>(4)       | 12<br>(4)        | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち、社外取締役)           | 85<br>(4)       | 71<br>(4)        | 7<br>(-)    | 6<br>(-)   | 9<br>(2)              |

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結経常利益400百万円であり、その実績は523百万円です。当該指標を選択した理由は、事業全般の業績を定量的に確認し、評価できるからであります。当社の業績連動方式は、職位別の基本報酬に対して一定割合を上限に算定されております。
3. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付の当社普通株式であり、割当ての際の条件等は、「2.会社の状況に関する事項 (2)会社役員の状況 ④取締役の報酬等 イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等 d.非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針 (時期又は条件の決定に関する方針を含む。)」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2.会社の状況に関する事項 (1)株式の状況 ③当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第73回定時株主総会において、年額120百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、7名です。  
また、上記金銭報酬とは別枠で、2021年6月24日開催の第78回定時株主総会において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額24百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の員数は、6名です。
5. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第73回定時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、4名(うち、社外取締役は3名)です。
6. 役員退職慰労金制度廃止に伴う退任時打ち切り支給決議(2005年6月28日開催の第62回定時株主総会決議)に係る役員に対し、当事業年度末現在で取締役2名分11百万円が未支給となっております。
7. 取締役(監査等委員である取締役を除く、以下同様)の基本報酬の金額及び業績結果に応じた賞与の評価配分は、取締役会合意のもと、代表取締役社長大東洋治に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、担当する役位に応じた職責と職務実績等について評価を行うには、代表取締役社長が適任と判断したためであります。また、権限が適切に行使されるようにするため、委任された内容の決定にあたっては、事前の個別機関で精査検討されたプロセス結果を明確な事由を提示しない限り尊重しなければならない方針としております。なお、監査等委員である取締役の基本報酬の額は監査等委員である取締役の協議により決定しており、賞与金額については取締役への賞与支給に準じた内容にて監査等委員である取締役の協議により決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

- ・取締役(監査等委員)五島大亮氏は、五島公認会計士事務所代表を兼ねております。当社と同事務所との間に取引等の関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)濱田在人氏は、濱田在人税理士事務所代表及び社会福祉法人坂田福祉会監事を兼ねております。当社と同事務所及び同法人との間に取引等の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                      | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役(監査等委員)<br>五島大亮 | 当事業年度中に開催された取締役会13回のうち12回に、また監査等委員会13回のうち11回に出席しました。<br>公認会計士・税理士としての専門的見識を備え、当社経営から独立した客観的な立場で、取締役の意思決定とその業務執行について、適正性の確認及び監督を行っております。<br>また、取締役会において、定量的な観点から経営計画や事業計画について助言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、当社の管理会計の方針等に必要な発言を行っております。                               |
| 社外取締役(監査等委員)<br>濱田在人 | 当事業年度中に開催された取締役会13回のうち12回に、また監査等委員会13回のうち12回に出席しました。<br>企業税務に精通する税理士としての専門的見識を備え、当社経営から独立した客観的な立場で、税務に関するアドバイスは勿論、当事業年度より導入された新システムに関して消費税インボイス制度及び電子帳簿保存法対応の確認などを行いました。<br>また、取締役会において、取締役及び幹部社員の人事について意見表明を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、当社の管理会計の方針等に必要な発言を行っております。 |



### (3) 会計監査人の状況

#### ① 名称及び報酬等の額

| 会計監査人の名称：あけぼの監査法人              |       |
|--------------------------------|-------|
| ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額           | 12百万円 |
| ・当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ② 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、グループの業績及び今後の事業展開を勘案した安定的かつ積極的な配当を基本方針としております。安定配当を基本とし、EPS(1株当たり当期純利益)100円を上回る場合は、配当性向30%レベルまたは1株当たり配当金50円のいずれか高い基準での配当施策を進めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額            | 科 目                      | 金 額           |
|----------------|----------------|--------------------------|---------------|
| 資 産 の 部        |                | 負 債 の 部                  |               |
| <b>流 動 資 産</b> | <b>3,922</b>   | <b>流 動 負 債</b>           | <b>4,571</b>  |
| 現金及び預金         | 1,964          | 支払手形                     | 202           |
| 受取手形           | 29             | 買掛金                      | 998           |
| 売掛金            | 1,662          | 短期借入金                    | 2,949         |
| 契約資産           | 24             | リース債務                    | 43            |
| 短期貸付金          | 6              | 未払法人税等                   | 148           |
| 貯蔵品            | 35             | 未払消費税等                   | 11            |
| 前払費用           | 62             | 契約負債                     | 42            |
| その他の金          | 136            | 賞与引当金                    | 3             |
| 貸倒引当金          | △0             | その他                      | 172           |
| <b>固 定 資 産</b> | <b>8,695</b>   | <b>固 定 負 債</b>           | <b>4,589</b>  |
| (有形固定資産)       | <b>(7,006)</b> | 長期借入金                    | 3,946         |
| 建物・建物附属設備      | 3,255          | リース債務                    | 65            |
| 船              | 774            | 繰延税金負債                   | 83            |
| 土地             | 2,566          | 退職給付に係る負債                | 445           |
| リース資産          | 83             | 未払役員退職慰労金                | 11            |
| その他            | 326            | 船舶修繕引当金                  | 24            |
| (無形固定資産)       | <b>(83)</b>    | デリバティブ債務                 | 12            |
| 借地権            | 4              | <b>負 債 合 計</b>           | <b>9,161</b>  |
| リース資産          | 57             | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| その他の金          | 20             | 株 主 資 本                  | 2,887         |
| (投資その他の資産)     | <b>(1,606)</b> | 資 本 金                    | 612           |
| 投資有価証券         | 1,523          | 資 本 剰 余 金                | 33            |
| 長期貸付金          | 5              | 利 益 剰 余 金                | 2,345         |
| 長期前払費用         | 1              | 自 己 株 式                  | △104          |
| その他の金          | 84             | その他の包括利益累計額              | 569           |
| 貸倒引当金          | △9             | その他有価証券評価差額金             | 577           |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>12,618</b>  | 繰延ヘッジ損益                  | △8            |
|                |                | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>3,456</b>  |
|                |                | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>12,618</b> |

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額 |        |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高             |     | 16,087 |
| 売上原価            |     | 13,747 |
| 売上総利益           |     | 2,339  |
| 販売費及び一般管理費      |     | 1,851  |
| 営業利益            |     | 488    |
| 営業外収益           |     |        |
| 受取利息            | 0   |        |
| 受取配当金           | 31  |        |
| 持分法による投資利益      | 0   |        |
| 受取出向料           | 9   |        |
| その他             | 37  | 79     |
| 営業外費用           |     |        |
| 支払利息            | 36  |        |
| その他             | 8   | 44     |
| 経常利益            |     | 523    |
| 特別利益            |     |        |
| 投資有価証券売却益       | 1   | 1      |
| 特別損失            |     |        |
| 訴訟関連損失          | 8   | 8      |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 516    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 167 |        |
| 法人税等調整額         | △9  | 157    |
| 当期純利益           |     | 358    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | -      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 358    |

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |       |       |         |        |
|-------------------------------|---------|-------|-------|---------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 2021年4月1日期首残高                 | 612     | 33    | 2,053 | △118    | 2,580  |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額          |         |       | △0    |         | △0     |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高         | 612     | 33    | 2,053 | △118    | 2,580  |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |       |       |         |        |
| 剰余金の配当                        |         |       | △58   |         | △58    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |       | 358   |         | 358    |
| 自己株式の取得                       |         |       |       | △0      | △0     |
| 譲渡制限付株式報酬                     |         |       | △8    | 14      | 6      |
| 株主資本以外の項目の連結会<br>計年度中の変動額(純額) |         |       |       |         |        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -       | -     | 292   | 14      | 306    |
| 2022年3月31日期末残高                | 612     | 33    | 2,345 | △104    | 2,887  |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |             |                   | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------------|-------------|-------------------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 繰延ヘッジ<br>損益 | その他の包括利益<br>累計額合計 |           |
| 2021年4月1日期首残高                 | 518                   | △17         | 500               | 3,081     |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額          |                       |             |                   | △0        |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高         | 518                   | △17         | 500               | 3,081     |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |             |                   |           |
| 剰余金の配当                        |                       |             |                   | △58       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                       |             |                   | 358       |
| 自己株式の取得                       |                       |             |                   | △0        |
| 譲渡制限付株式報酬                     |                       |             |                   | 6         |
| 株主資本以外の項目の連結会<br>計年度中の変動額(純額) | 59                    | 9           | 68                | 68        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 59                    | 9           | 68                | 375       |
| 2022年3月31日期末残高                | 577                   | △8          | 569               | 3,456     |

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科<br>目         | 金<br>額        | 科<br>目           | 金<br>額        |
|----------------|---------------|------------------|---------------|
| <b>資 産 の 部</b> | <b>3,917</b>  | <b>負 債 の 部</b>   | <b>4,570</b>  |
| 流動資産           | 3,917         | 流動負債             | 4,570         |
| 現金及び預金         | 1,957         | 支払手形             | 202           |
| 受取手形           | 29            | 買掛金              | 997           |
| 売掛金            | 1,662         | 短期借入金            | 2,949         |
| 契約資産           | 24            | リース負債            | 43            |
| 短期貸付           | 6             | 未払金              | 70            |
| 貯蔵品            | 35            | 未払法人税等           | 148           |
| 前払費用           | 63            | 未払消費税等           | 11            |
| その他引当金         | 136           | 預り金              | 101           |
| 倒引当金           | △0            | 契約負債             | 42            |
| 固定資産           | 8,448         | 賞与引当金            | 3             |
| (有形固定資産)       | (6,970)       | 固定負債             | 4,547         |
| 建物・建物附属設備      | 3,255         | 長期借入金            | 3,946         |
| 構築物            | 263           | リース負債            | 65            |
| 機械及び装置         | 26            | 繰延税金負債           | 56            |
| 船舶             | 738           | 退職給付引当金          | 445           |
| 車輜運搬用具         | 14            | 未払役員退職慰労金        | 11            |
| 器具・備品          | 22            | 船舶修繕引当金          | 9             |
| 土地             | 2,566         | デリバティブ債務         | 12            |
| 建設仮勘定          | 0             | <b>負債合計</b>      | <b>9,117</b>  |
| リース資産          | 83            | <b>純資産の部</b>     |               |
| (無形固定資産)       | (83)          | 株主資本             | 2,678         |
| 借地権            | 4             | 資本金              | 612           |
| 電話加入権          | 9             | 資本剰余金            | 33            |
| 施設利用権          | 0             | 資本準備金            | 33            |
| リース資産          | 57            | 利益剰余金            | 2,130         |
| ソフトウェア         | 11            | 利益準備金            | 153           |
| (投資その他の資産)     | (1,394)       | その他利益剰余金         | 1,977         |
| 投資有価証券         | 1,259         | 別途積立金            | 600           |
| 関係会社株          | 23            | 繰越利益剰余金          | 1,377         |
| 長期貸付           | 124           | 自己株式             | △97           |
| 長期保証           | 55            | 評価・換算差額等         | 569           |
| その他            | 31            | その他有価証券評価差額金     | 577           |
| 倒引当金           | △98           | 繰延ヘッジ損益          | △8            |
| <b>資産合計</b>    | <b>12,365</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>3,248</b>  |
|                |               | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>12,365</b> |

## 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額 |        |
|--------------|-----|--------|
| 売上高          |     | 16,025 |
| 売上原価         |     | 13,684 |
| 売上総利益        |     | 2,341  |
| 販売費及び一般管理費   |     | 1,851  |
| 営業利益         |     | 490    |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息         | 2   |        |
| 受取配当金        | 33  |        |
| 受取出向料        | 9   |        |
| その他          | 37  | 81     |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息         | 36  |        |
| その他          | 8   | 44     |
| 経常利益         |     | 527    |
| 特別利益         |     |        |
| 投資有価証券売却益    | 1   | 1      |
| 特別損失         |     |        |
| 訴訟関連損失       | 8   | 8      |
| 税引前当期純利益     |     | 521    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 167 |        |
| 法人税等調整額      | △9  | 158    |
| 当期純利益        |     | 363    |

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |       |           |              |               |          |             | 自己株式  | 株主資本<br>合計 |
|-----------------------------|---------|-------|-----------|--------------|---------------|----------|-------------|-------|------------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金 | 利 益 剰 余 金 |              |               |          | 利益剰余金<br>合計 |       |            |
|                             |         | 資本準備金 | 利益準備金     | 別 途<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 | その他利益剰余金 |             |       |            |
| 2021年4月1日期首残高               | 612     | 33    | 153       | 600          | 1,080         | 1,833    | △111        | 2,367 |            |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額   |         |       | △0        |              |               |          |             | △0    |            |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高   | 612     | 33    | 153       | 600          | 1,080         | 1,833    | △111        | 2,367 |            |
| 事業年度中の変動額                   |         |       |           |              |               |          |             |       |            |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |       |           |              | △58           | △58      |             | △58   |            |
| 当 期 純 利 益                   |         |       |           |              | 363           | 363      |             | 363   |            |
| 自 己 株 式 の 取 得               |         |       |           |              |               |          | △0          | △0    |            |
| 譲渡制限付株式報酬                   |         |       |           |              | △8            | △8       | 14          | 6     |            |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |       |           |              |               |          |             |       |            |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | -     | -         | -            | 296           | 296      | 14          | 311   |            |
| 2022年3月31日期末残高              | 612     | 33    | 153       | 600          | 1,377         | 2,130    | △97         | 2,678 |            |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |         |                        | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|------------------|---------|------------------------|-----------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 2021年4月1日期首残高               | 517              | △17     | 500                    | 2,867     |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額   |                  |         |                        | △0        |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高   | 517              | △17     | 500                    | 2,867     |
| 事業年度中の変動額                   |                  |         |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 |                  |         |                        | △58       |
| 当 期 純 利 益                   |                  |         |                        | 363       |
| 自 己 株 式 の 取 得               |                  |         |                        | △0        |
| 譲渡制限付株式報酬                   |                  |         |                        | 6         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 60               | 9       | 69                     | 69        |
| 事業年度中の変動額合計                 | 60               | 9       | 69                     | 380       |
| 2022年3月31日期末残高              | 577              | △8      | 569                    | 3,248     |

## 連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

兵機海運株式会社  
取締役会 御中

あけぼの監査法人  
大阪府大阪市  
指定社員 公認会計士 岩子洋介 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 東本浩史 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、兵機海運株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、兵機海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

兵機海運株式会社  
取締役会 御中

あけぼの監査法人  
大阪府大阪市  
指 定 社 員 公認会計士 岩 子 洋 介 ㊞  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 東 本 浩 史 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兵機海運株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あけぼの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あけぼの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

兵機海運株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 松 本 利 晴 ㊟

監査等委員(社外取締役) 五 島 大 亮 ㊟

監査等委員(社外取締役) 濱 田 在 人 ㊟

(注) 監査等委員五島大亮及び濱田在人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

<MEMO>

<MEMO>

<MEMO>

## 株主総会会場ご案内図



会場

神戸市中央区下山手通  
四丁目16番3号  
兵庫県民会館 10階



交通

市営地下鉄 西神・山手線  
「県庁前駅」下車すぐ

JR西日本「元町駅」・  
阪神「元町駅」  
下車 徒歩 約10分



<http://www.hyoki.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。